

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 1 回枚方市空家等対策協議会
開 催 日 時	平成 27 年 11 月 27 日（金） 13 時 00 分から 13 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市民会館 3 階 第 3 会議室
出 席 者	小川委員、狩野委員、妹尾委員、高瀬委員、鳥野委員、西中委員、 松尾委員、村上委員、伏見市長
欠 席 者	岡委員、染林委員、中村委員、三宅委員
案 件 名	1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 委員紹介 4. 枚方市空家等対策協議会規約の制定について 5. 会長、副会長の選出について 6. 協議会の運営について 7. 諮問 8. 部会の設置について 9. 閉会
提出された資料等の 名 称	次第 資料 1：枚方市空家等対策協議会の役割について 資料 2：枚方市空家等対策協議会条例及び空家等対策協議会の組織に関する規則 資料 3：枚方市空家等対策協議会規約（案） 資料 4：枚方市空家等対策協議会傍聴要領（案） 参考資料 1：枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 共通資料 1：空家等対策の推進に関する特別措置法 共通資料 2：空家等対策の推進に関する特別措置法の概要 共通資料 3：空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 共通資料 4：空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】 共通資料 5：「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン） 共通資料 6：「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）【概要】 共通資料 7：枚方市空家等対策協議会構成員名簿 当日資料：枚方市における特定空家等への対策について（諮問）

決 定 事 項	<p>○枚方市空家等対策協議会規約を制定し、協議会の運営について定めた。</p> <p>○会長、副会長を選出した。</p> <p>○会議を原則公開とし、傍聴にあたっては、枚方市空家等対策協議会傍聴要領に基づくものとした。</p> <p>○諮問を受けた特定空家等対策については、方針策定部会を設置して審議を行うことを決定した。</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	環境保全部 環境衛生課

審 議 内 容

## **総括**

### 議事4. 枚方市空家等対策協議会規約の制定について

- 枚方市空家等対策協議会規約について、資料3に示す事務局原案どおりの内容で議決し、協議会の運営について定めた。

### 議事5. 会長、副会長の選出について

- 会長に村上委員、副会長に高瀬委員を選出した。

### 議事6. 協議会の運営について

- 本協議会は会議を原則公開とし、傍聴の手続きについて、枚方市空家等対策協議会傍聴要領を、資料4に示す事務局原案どおりの内容で議決した。

### 議事8. 部会の設置について

- 諮問を受けた、枚方市における特定空家等への対策のあり方については、委員全員で構成する方針策定部会を設置して審議を行う。

### 議事1. 開会

事務局 ただいまより平成27年度第1回枚方市空家等対策協議会を開催します。会長の選任が行われるまでの間、進行を務めますのでよろしく申し上げます。

### 議事2. 市長あいさつ

市長 皆さん、こんにちは。市長の伏見でございます。本日の協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

今日は、公私ともにご多忙の中、枚方市空家等対策協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、このたび、空家等対策協議会の委員をお引き受けいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。

本市では、都市基盤整備の充実を目指して、人が集まるまちづくりをテーマに、さまざまな施策を進めております。空き家に関する問題につきましても、管理不良な空き家が周辺の生活環境に与える悪影響への対応、住宅ストックとしての空き家の活用の推進など、良好な住環境を保つために、多様な視点からの対策が必要であると感じるところであります。

本市はベッドタウンとして良好な住宅環境が整備されてきた地域であり、全国平均に比較しまして、空き家の数や割合は少ない現状ではあります。これから少子高齢化、人口減少社会の到来が予想される中で、今後は空き家の増加が危惧される場所であり、長期的な視野で取り組まなければならない課題であると感じています。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえ、本市の実情に応じた対策の推進が必要であると考えております。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見やお考えを聞かせていただきますとともに、本市の空き家への対策

にお力添えをいただくようお願いいたしまして、簡単ではございますが、枚方市空家等対策協議会の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

### 議事3. 委員紹介

事務局 (委員氏名及び事務局職員氏名の紹介)

### 議事4. 枚方市空家等対策協議会規約の制定について

事務局 (配布資料の確認)  
(資料1、資料2、資料3に基づき説明)

事務局 ただいま事務局から説明いたしました法の概要や、本協議会の規約案の内容について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

○(「なし」の声)

事務局 ご質問がないため、協議会の規約を原案どおり定めるということでよろしいでしょうか。

○(「異議なし」の声)

事務局 ありがとうございます。それでは、これをもって協議会規約の制定といたします。なお、本日の出席者は13名中9名で、規約に規定する2分の1以上の出席を満たしておりますので、本協議会が成立していることを合わせてご報告いたします。

### 議事5. 会長、副会長の選出について

事務局 続いて、ただいま定まった規約に基づいて、本協議会の会長及び副会長の選出を行います。選出については協議会規約のとおりとなりますが、今回につきましては事務局から提案させていただきたいと考えます。よろしいでしょうか。

まず、会長については、空き家に関する問題がさまざまな法令に関する内容であることから、行政法がご専門でいらっしゃいます大阪大学名誉教授の村上委員に、また副会長については、空き家が個人の財産権や民事上の問題にも深く関連することから、弁護士でいらっしゃいます高瀬委員にお願いしてはどうかと考えております。皆様、いかがでしょうか。

○(「異議なし」の声)

事務局 ありがとうございます。それではご賛同いただきましたので、村上委員に会長を、高瀬委員に副会長をお願いしたいと思います。村上委員、高瀬委員、どうぞよろしくようお願いいたします。では、それぞれ会長、副会長の席に移動をお願いいたします。

ここからは村上会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくようお願いいたします。

会長 皆様からのご推挙を賜りまして、会長職を務めます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

私自身は専門は行政法でございます。これから空家等対策の推進に関する特別

措置法に基づく措置をどのように行うべきか、空き家に関するさまざまな問題をどのように解決していくかという点が非常に重要な課題となっております。

また、空き家に関する問題は、まさに全国的な課題とされております。先ほど市長からもご指摘がございましたように、少子高齢化、人口減少社会と非常に関連性が高く、これから長期的な取り組みが必要となっております大きな、大きなテーマでございます。

本日はこれから市長から諮問を受けるということでございますが、委員の皆様方のさまざまな貴重なご意見を賜りながら、協議会としましてよいご提言ができればと思っております。副会長の弁護士、高瀬さんをはじめ、委員の皆様方にはさまざまな面でご苦勞をおかけすることと存じますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

#### 議事6. 協議会の運営について

会長            それでは、協議会の運営について議題といたします。今後、協議会を開催するにあたって、会議の公開のルールや、会議録の策定等の運営に関する事項について、皆さんと確認していきたいと思っております。

                  それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局            (資料4、参考資料1に基づき説明)

会長            ただいま事務局から説明がありました、傍聴要領による傍聴者の取り扱いや、会議の公開方法、会議録の取り扱い等について、何かご質問あるいはご意見等ありませんか。

○（「なし」の声）

会長            それでは、傍聴要領につきましては、原案どおりの内容で定め、本審議会は原則として公開といたします。また会議録につきましても公表するものといたします。

事務局            本日は傍聴人が来られておりませんので、そのまま会議を進めていただきたいと思います。

#### 議事7. 諮問

会長            それでは諮問に進んでまいります。事務局から説明をお願いします。

事務局            それでは、伏見市長から、協議会に対し諮問をさせていただきます。正面にて市長から会長に諮問書をお渡しいたしますので、恐れ入りますが正面にお進みください。

市長            (当日資料の諮問書を読み上げ)

事務局            諮問書の写しはお手元にお配りできておりますでしょうか。

                  それでは、諮問書に添付しております諮問趣旨について、読み上げさせていただきます。

                  (当日資料の諮問趣旨を読み上げ)

                  なお、大変恐縮ではございますが、市長はここで退席いたします。

市長           ご協議のほど、よろしく申し上げます。失礼いたします。

事務局        それでは、諮問書に添付しております資料のうち、「枚方市における特定空家等対策について」をご説明させていただきます。

                  (当日資料「枚方市における特定空家等対策について」に基づき説明)

#### 議事8. 部会の設置

会長           ありがとうございます。ただいま諮問を受けた内容につきまして、審議するための部会の設置が必要となります。事務局から説明をお願いします。

事務局        部会の位置づけでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、調査審議をしていただく場合は部会を設置することができる旨を、条例に規定しております。

                  今回は、諮問をする内容についての調査審議をしていただくために、部会の設置が必要と考えております。市長は諮問を行う立場ですので、市長を除いた委員全員で部会を構成することが適切であると考えております。以上が構成案となります。

会長           ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見等ございませんか。

○（「なし」の声）

会長           それでは市長を除く委員全員によって構成する方針策定部会を設置し、審議を進めていくことといたします。

                  5分間休憩の後で、部会を開会いたしますので、協議会はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。